

環境委員会資料

1 令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

(7) 議案第120号

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収
条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部
を改正する条例の制定について

資料2 川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部
を改正する条例 新旧対照表

港 湾 局

(令和4年8月31日)

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

使用料及び手数料については、行財政改革プログラムにおいて、「使用料・手数料の設定基準」（平成26年7月策定、令和元年11月改定）及び「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」（令和元年11月策定）に基づき、市民サービスの受益と負担の適正化を図るとともに、消費税の負担の適切な転嫁も勘案して、全庁的な見直しを行うこととしている。

平成29年4月の全庁的な見直し以降、サービス提供に要するコストや利用状況等に変化が生じていること、また、令和元年10月の消費税率引上げに合わせた消費税相当分の料金引上げをこれまで行っていないことを踏まえ、使用料及び手数料の全庁的な見直しを行う。

土砂採取料について、令和元年10月の消費税引き上げによる消費税相当分の改定を行う。合わせて、1月未満の占用に係る占用料について、消費税相当分の改定を行う。

2 改正内容

(1) 土砂採取料の改定

1立方メートルまでごとに 190円 → 193円

(2) 占用期間が1月に満たないものについての占用料の額は、算出した額に100分の110を乗じて得た額とするもの

3 施行期日

令和5年4月1日から施行

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																														
○川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例 平成12年 3 月24日 条例第32号	○川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例 平成12年 3 月24日 条例第32号																														
(占用料及び土砂採取料)	(占用料及び土砂採取料)																														
第2条 市長は、法第37条第1項第1号又は第2号の許可を受けた者から別表に定める占用料又は土砂採取料を徴収するものとする。	第2条 市長は、法第37条第1項第1号又は第2号の許可を受けた者から別表に定める占用料又は土砂採取料を徴収するものとする。																														
2 前項の規定による占用料の額は、別表金額の欄に定める金額に占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月に満たないものはその月数を1月とする。	2 前項の規定による占用料は、 <u>占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じたもの</u> とする。ただし、占用期間が1月に満たないものはその月数を1月とする。																														
3 <u>前項の規定にかかわらず、占用期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。</u>																															
4 <u>前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>																															
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">占用料</td> <td>架空横過電線</td> <td>1月1平方メートルまでごと</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>係留施設その他の工作物等</td> <td>とに</td> <td>47円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土砂採取料</td> <td>1立方メートルまでごとに</td> <td style="color: red;">193円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	金額	占用料	架空横過電線	1月1平方メートルまでごと	10円	係留施設その他の工作物等	とに	47円	土砂採取料		1立方メートルまでごとに	193円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">占用料</td> <td>架空横過電線</td> <td>1月1平方メートルまでごと</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>係留施設その他の工作物等</td> <td>とに</td> <td>47円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土砂採取料</td> <td>1立方メートルまでごとに</td> <td style="color: red;">190円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	金額	占用料	架空横過電線	1月1平方メートルまでごと	10円	係留施設その他の工作物等	とに	47円	土砂採取料		1立方メートルまでごとに	190円
区分		単位	金額																												
占用料	架空横過電線	1月1平方メートルまでごと	10円																												
	係留施設その他の工作物等	とに	47円																												
土砂採取料		1立方メートルまでごとに	193円																												
区分		単位	金額																												
占用料	架空横過電線	1月1平方メートルまでごと	10円																												
	係留施設その他の工作物等	とに	47円																												
土砂採取料		1立方メートルまでごとに	190円																												